

I. 総括研究報告

こども家庭科学研究費補助金（成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業）

総括研究報告書

児童養護施設等や里親家庭における養育の不調の要因分析に資する研究

研究代表者 引土 達雄（国立成育医療研究センター

小児内科系専門診療部 心理療法室）

研究分担者 塩谷 隼平（東洋学園大学 人間科学部）

三輪 清子（明治学院大学 社会学部 社会福祉学科）

山口 敬子（京都府立大学 公共政策学部 社会福祉学科）

上鹿渡 和宏（早稲田大学人間科学学術院 人間科学部）

研究協力者 藤巻 楽々（国立成育医療研究センター

小児内科系専門診療部 こころの診療科）

研究要旨

里親・ファミリーホーム・地域小規模児童養護施設の養育者、児童相談所・フォスタリング機関の支援機関を対象とした調査を行い、基礎データを得ることにより、適切なアセスメント、養育環境の選択、必要な支援について課題を整理し、改善のあり方について検討を行うことを目的とする。Konjin et al., (2018) を参考に、研究班の研究者がそれまでの支援やインタビュー調査の経験から議論を重ね、質問の内容を検討し、「委託時や養育不調による委託解除時の状況」、「子どもの心身の特性や行動上の問題」、「養育上の課題」、「支援の課題」の4つに分けて質問項目を作成した。調査依頼は里親のみ各自治体より郵送し、回答方法は質問紙への自記式もしくはオンラインフォーム（成育 REDCap システム）で行った。ファミリーホーム、地域小規模児童養護施設はオンラインフォーム（成育 REDCap システム）にて行った。児童相談所とフォスタリング機関は、エクセルファイルにて質問票を作成し、パスワードを使用しメールにて調査を行った。2024年2～3月に調査を行った。里親養育不調により委託解除となった理由としては、「他害以外の子どもの問題行動」、「里親家庭内や学校での他害、器物破損行為」、「自傷・自殺行為」と、子どもの行動上の問題の記載が多かった。ファミリーホームにおいても、「他害以外の子どもの問題行動」や「ファミリーホーム内や学校での他害や器物破損行為」に多くの回答が認められた。地域小規模児童養護施設においては、「施設への不適応（ルールが守れない、生活の乱れなど）」、「職員への暴言・暴力」が多く認められていた。委託解除の要因としては里親、ファミリーホーム、地域小規模児童養護施設のいずれの養育者においても、「情緒不安定、行動上の問題の状況」が最も高い数値が認められた。以上から、いずれの養育者も、子どもの養育上の問題への対応が難しくなり、委託解除になることが多いことが示唆される。子ども達は、それぞれの生立ちや実家族との事情があり、発達やア

タッチメントの問題を抱えている子どもも多いと考えられる。ファミリーホームや地域小規模児童養護施設、また、多くの子どもが委託されている里親の場合、単に該当児童の問題行動が手に負えないという理由だけではなく、常に複数の委託児童を養育しているため、子ども同士の関係性や精神的不調など複数の要因が合わさり、それらの問題が悪循環的に悪化していくことが推察される。その中で、養育の場を維持していく上で、委託解除の選択肢を取らざるを得ない場合もあったのだと考えられる。心理療法や医療的介入など治療的な介入とともに、委託時や委託後の経年のタイミングにあった効果的なアセスメントと介入について考えていく必要がある。その子ども達を養育することの困難さは計り知れず、子ども同士の力動も考慮したコンサルテーションなどの機能をどのように外部に作るかが課題であるかもしれない。また、委託解除となった子どもへのケアをする場について検討される必要がある。

A. 研究目的

本邦では 2016 年の児童福祉法改正により、「児童は適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障されること等の権利を有すること」や「国・地方公共団体は、保護者を支援するとともに、家庭と同様の環境における児童の養育を推進するものとする」と明文化された。その後、「新しい社会的養育ビジョン」が厚生労働省より示され、「パーマネンシー保障としての特別養子縁組の推進」「里親への包括的支援体制の抜本的な強化と里親制度改革」「家庭養育優先の原則の徹底と取り組み目標」等が示された。「新しい社会的養育ビジョン」で掲げられた取組を通じて「家庭養育優先原則」を徹底し、子どもの最善の利益を実現していくため、各都道府県に対し、「都道府県社会的養育推進計画」の策定が依頼された（平成 30 年 7 月）（こども家庭庁, 2024)¹。都道府県等の取組を強力に支援し、計画の加速化を促すため、令和 6 年度末までの期間を「集中取組期間」として位置付け、毎年度、「里親委託・施設地域分散化等加速化プラン」を都道府県等は提出することとなっている（こども家庭庁, 2024）。質の高い里親養育を実現するため、「フォスタリング機関（里親養育包括支援機関）及びその業務に関するガイドライン」が策定された。ま

た、令和 4 年児童福祉法改正により、児童相談所の業務負荷が著しく増大する中で、民間と協働し、支援の強化を図る必要があることから、家庭養育の推進により児童の養育環境を向上させるため、里親支援センターを児童福祉施設として位置づけられることとなった（令和 6 年 4 月 1 日施行）。

現在、社会的養護は施設養護から家庭養護への変革の中にある。変革にあたり環境が整えられつつあるが、重要な課題の 1 つに養育をどのようにしていくかということがある。家庭で虐待を受けたことで社会的養護のもとで暮らすようになった子どもの割合は、乳児院 40.9%、児童養護施設 65.6%、里親家庭 38.4%となっている。また、心身の状況において、知的障害、発達障害、愛着障害等がある子どもの割合は、乳児院 30.2%、児童養護施設 36.7%、里親家庭 24.9%となっている（ともに厚生労働省, 2020)²。里親が一番少ない割合となっているものの、里親制度の推進とともに、年々それらの割合は増えており、虐待を受けた子どもや心身の状況において何らかの障害のある子どもの養育を、里親が担うことが求められている現状がある。その養育は、家庭が単独で行うと困難が生じやすいことが考えられる。その養育に専門性のある機関や支援者とのつながりを図り、

「チーム養育」として支えていくことの重要性に関しては、すでに社会的養護における家庭養護に関わる人達に広まりつつあるのではないかと考えられる。

しかし、どのように最善を尽くしても、養育者と委託された子どもの間で関係が悪くなり、養育を続けられない状態になることがある。そのような状態を「養育不調」と呼ぶことが多いが、そのような「養育不調」の体験は、委託されている子どもと養育者双方に深い傷を与えることが考えられる。また、その他の里親や施設に委託・措置されるにあたり丁寧に心のケアがなされないとしたら、子どもは不信感をもって新たな養育環境への適応が求められることとなる。それは子どもにとって、相当に困難な状況であり、精神的健康や発達の問題に大きな影響を与えることとなると考えられる。また、養育不調による委託解除を経験した里親などの養育者も、心のケアがなされないとしたら、新たに子どもの養育を受け入れることに消極的になる家庭もあるであろう。

以上のように、養育者と委託・措置された子どもとの関係の悪化による委託・措置の解除の問題は子どもの安心・安全・安定した環境構築という点から、また、家庭養護の推進という点から社会的養育システムにおいて大きな問題である。

引土ら (2019)³は、国立成育医療研究センターにおいて、里親養育不調の危機とその回避のプロセスについて里親にインタビューを行い論文化し、支援環境の充実、児童相談所との方針共有、委託児童への医療的支援を提言した。しかし、これまでの研究では、里親等の養育者のみの調査により行われていることが課題である。また、どのような委託時の条件、子どもの心身の特性や行動上の問題、そして、養育上の課題や支援状況の課題が、養育不調に関連し、

要因として考えられるかについて示す大規模調査による基礎データが本邦には認められない。

それらをふまえ、令和5年度の調査では、養育不調となった事例に関して、そして養育不調となっていない事例との比較をするため、地域小規模児童養護施設・里親・ファミリーホームの養育者、児童相談所・フォスタリング機関の支援機関を対象としたオンラインフォーム・質問紙による調査を行い、養育不調となる要因について、①委託時や委託解除時の状況、②子どもの心身の特性や行動上の問題、③養育上の課題、④支援の課題の4つの視点から明らかにしていく。

それらの基礎データを得ることにより、適切なアセスメント、養育環境の選択、必要な支援について課題を整理し、改善のあり方について検討を行うことを目的とする。

B. 研究方法

1. 「養育不調」の定義

養育不調の定義として、理論的にまとめ、検討を行っているものはあるものの（例えば、宮島 (2011)⁴）、先行研究をまとめ、体系的に定義について検討を行っているものはほとんど認められなかった。また、養育不調についての定義づけがあまり行われなままの調査研究も認められていた（例えば、庄司 (2011)⁵）。そこで本研究班では定義について検討し、本調査の操作的定義を決めることとした。

議論としては、①「養育不調」は、委託や措置の解除を含意されるものとして使われることがあるが、あくまで、「養育不調」は関係や養育がうまくいっていない状況を指していることとして、定義した方が良いであろうという意見が多かった。そのことにより、一時「養育不調」となっても、その「養育不調」か

ら改善が図られるプロセスを考えられる。②また、そのように定義することにより、その「養育不調」という概念が、再アセスメントして、新たな支援を考えていくニーズのあるタイミングを示す概念として考えていくことに本調査の意義があるのではないか、という意見が上がった。③「養育不調」という言葉は、社会的養護の分野において、特に里親委託において使われることが多いことが先行研究では見て取れる（例えば、庄司（2011）、宮島（2011））が、施設養護の分野ではあまり認められない。そのことから「養育不調」とは、里親養育への不信につながりがちな概念であるが、そうならないよう、子どもに最善の利益をもたらすための概念として考えていくことが必要であるということが挙げられ、本調査の「養育不調」という概念を扱う上での方針とした。④例えば、引っ越しや転職、離婚や病気など、里親等養育者の避けられない事情を養育不調に認めるかどうかということが議論となった。養育不調に含めないということも意見として挙げたが、そのような委託解除は子どもの意思が反映されないことが多く、その意味では、再アセスメントし、新たな支援を考え、養育環境の改善を図るタイミングとしていくことが望まれる。里親の事情によるものであるが、例えば離婚などその背景要因において、委託されている子どもとの関係が間接的な要因となって委託解除される例も考えられるという意見も認められた。そのことから、この里親の事情によることも養育不調に含めることとした。

以上の議論から「養育不調とは、子どもの行動上の問題や養育者の養育上の課題の大きさにより、養育者が子どもへの対応が困難になる状況」として定義を行った。

2. 調査内容について

Konjin et al., (2018)⁶は、里親委託の不安定性の要因に関して、メタアナリシスの手法にてレビューを行い、里親委託の不安定性に影響のある要因として、「子どもの行動上の問題 ($r=0.35$)」、「(非)親族ケア ($r=0.31$)」、「子育ての質 ($r=0.29$)」、「子どもの年齢 ($r=0.25$)」、「きょうだいしまいとの同居 ($r=0.16$)」、「同居前の子どもの虐待歴 ($r=0.14$)」を挙げている。これら不安定性に影響があると考えられる事項に加え、調査に含まれる事項（例えば支援の状況や質）についても質問項目を考える上で参考にした。

その他、研究班の研究者がそれまでの支援やインタビュー調査の経験から議論を重ね、質問の内容を検討した。「委託時や養育不調による委託解除時の状況」、「子どもの心身の特性や行動上の問題」、「養育上の課題」、「支援の課題」の4つに分けて、里親、ファミリーホーム、地域小規模児童養護施設、児童相談所、フォスターリング機関について、それぞれ質問項目を作成した。それぞれの質問紙は付録にまとめて綴じている。

(1) フェイスシート

①里親・ファミリーホーム・地域小規模児童養護施設の質問紙

質問項目 I は回答者の養育者としての種別や動機づけに関する質問項目とした。

②児童相談所

児童相談所名、回答者の職種や勤務期間、所属の児童相談所における専門職採用の状況についての質問項目とした。

③フォスターリング機関

回答者の所属しているフォスターリング機関が児童相談所内にあるのか、民間フォスターリング機関なのかについて質問項目を設定した。その他、フォスターリング業務を受託した時期、回

答者の種別や勤務期間、所属しているフオスタリング機関が実際の相談業務をしているか、その他の業務の受託開始時期についての質問項目を設定した。

(2) 委託・措置時や委託・措置解除時の状況

①里親・ファミリーホーム・地域小規模児童養護施設

里親・ファミリーホーム・地域小規模児童養護施設在籍の子どもに関して養育者が回答する質問項目を作成した。

質問紙については、里親用質問紙、ファミリーホーム用質問紙、地域小規模児童養護施設用質問紙を資料として挙げる。

Ⅱは養育不調による委託解除の経験についての質問である。養育不調により委託解除となった年齢や委託解除後の委託・措置先についての質問とした。また、措置変更の理由と委託解除の要因に関する質問項目とした。

Ⅲは、委託解除となった子どもと継続して養育を受けている子どもを比較して検討するため、養育不調による委託・措置の解除を経験した養育者には、その委託・措置の解除となった子どもをAさんとして、養育不調による委託・措置解除を経験していない養育者には、「これまで一番長くしている（していた）お子さん」をAさんとして、Aさんの委託時の年齢や在籍、国籍や養育者の家庭や施設の状況について回答する項目を作成した。

②児童相談所（A票）

児童相談所が里親、ファミリーホーム、地域小規模児童養護施設に委託・措置を行った子どもにおいて、養育不調による委託解除となった子どもと委託が継続している子どもを比較するために、それぞれの委託・措置先（里親、ファミリーホーム、地域小規模児童養護施設）×（委託・措置継続ケースと委託・措置解除ケー

ス）について以下の項目について質問項目を設定した。

- 性別、年齢の分類による委託・措置継続ケースと養育不調による委託・措置解除ケースの数
- きょうだいの有無の分類による委託・措置継続ケースと養育不調による委託・措置解除ケースの数
- 虐待の有無の分類による委託・措置継続ケースと養育不調による委託・措置解除ケースの数
- 委託期間別の分類による委託・措置継続ケースと養育不調による委託・措置解除ケースの数
- 同居の実子の有無の分類による委託・措置継続ケースと養育不調による委託・措置解除ケースの数（里親・ファミリーホームのみ）
- 家庭におけるその他の同居人の有無の分類による委託・措置継続ケースと養育不調による委託・措置解除ケースの数（里親・ファミリーホームのみ）
- 委託時の年齢の分類による委託・措置継続ケースと養育不調による委託・措置解除ケースの数
- 過去に家庭復帰ケースになったものの、再び家庭などで問題が起きたために代替ケアが必要となり、現在里親家庭に在籍している年齢の分類による委託・措置継続ケースと養育不調による委託・措置解除ケースの数
- 現委託先への委託以前に措置変更された年齢別の分類による委託・措置継続ケースと養育不調による委託・措置解除ケースの数
- 委託されている子どもと実親の交流の分類による委託・措置継続ケースと養育不調

による委託・措置解除ケースの数

③児童相談所 (B票)

B票では、里親・ファミリーホーム・地域小規模児童養護施設において、委託・措置解除となった子どもについての質問項目を設定した。質問項目は、1. 養育者の種別、2. 養育不調による委託解除となった子どもの委託開始年齢・性別・養育不調による委託解除時の年齢・国籍、3. 被虐待経験の有無と種別、4. 医学的な診断状況、5. 知能検査及び発達検査、6. 定期的な支援のあった機関、7. 委託解除の理由、8. 委託変更先、9. 養育不調への対応、についての項目を設定した。

④フォスタリング機関 (A票)

フォスタリング機関のA票において、フォスタリング機関が支援をしていた里親委託継続ケースと養育不調による委託解除となったケースについて児童相談所 (A票) と同様の質問項目を設定した。

⑤フォスタリング機関 (B票)

フォスタリング機関が支援をしていた里親委託されていた子どもの状況について、児童相談所 (B票) と同様の質問項目を設定した。

(3) 子どもの心身の特性や行動上の問題

①里親・ファミリーホーム・地域小規模児童養護施設

ⅢとⅣは、養育不調による委託解除となった子どもと、継続して養育を受けている子どもを比較して検討するため、養育不調による委託・措置の解除を経験した養育者には、その委託・措置の解除となった子どもをAさんとして、以下の項目について回答する項目を作成した。養育不調を経験していない養育者には、「これまで一番長くしている(していた)お子さん」をAさんとして、回答を求めることとした。

Ⅲは、Aさんの年齢・性別などの基本情報と

里親家庭・ファミリーホーム家庭・地域小規模児童養護施設内の状況についての質問とした。Ⅳは、児童相談所による一時保護の理由、被虐待経験の有無と種別、医師による医学的診断の有無と種別についての質問項目を設定した。また、知能検査と発達検査について受けていれば受けた時期とその値について回答を求める質問項目を設定した。

里親・ファミリーホーム・地域小規模児童養護施設に委託・措置されている子どもの3割以上が虐待を受けた経験があることを考えると、行動上の問題を検討する上で虐待を受けた子どもの行動特徴を考慮に入れた質問紙が必要であると考えられる。養育不調による委託解除となった子どもと、継続して養育を受けている子どもの行動上の問題を比較して検討するため2003年度から2005年度に渡り行われた『厚生労働科学研究費補助金 疾病・障害対策研究分野 子ども家庭総合研究』による「児童福祉機関における思春期児童等に対する心理的アセスメントの導入に関する研究(代表研究者:西澤哲)」にて作成され、生後6ヶ月~2歳未満と2歳~6歳を対象とし泉・奥山(2009)⁷によって標準化された養育問題のある子どもの行動チェックリスト(CMYC)と、同様に開発された6歳~18歳の子どもの対象とし山本ら(2008)⁸によって更に標準化が行われた「虐待を受けた子どもの行動チェックリスト(ACBL-R)」を使用することとした。

②児童相談所 (B票)

B票では、里親・ファミリーホーム・地域小規模児童養護施設において、委託・措置解除となった子どもについての質問項目を設定した。医師による医学的診断の有無と種別についての質問項目を設定した(4-1)。また、5では、知能・発達検査について受けていれば受けた時期とその値について回答を求める質問項目を

設定した。

行動上の問題については、質問項目 7 において子どもの行動上の問題への対応が困難となった子どもに対して、その問題行動の種類について回答を求めることとした。

③フォスタリング機関 (B 票)

フォスタリング機関が支援を行っており、里親委託されていた子どもの心身の特性や行動上の問題について、児童相談所 (B 票) の質問項目に準じて設定した。

(4) 養育上の課題

①里親・ファミリーホーム・地域小規模児童養護施設

養育上の課題について、引土ら (2019)、庄司ら (2011) の調査を参考に、代表、分担、研究協力者によって話し合い項目を決定した。

委託解除となった子どもと、継続して養育を受けている子どもの家庭の養育上の課題を比較して検討するため、養育不調による委託・措置の解除を経験した養育者には、その委託・措置の解除となった子どもを A さんとして、「VI. 養育の状況について」の項目について回答する項目を作成した。養育不調を経験していない養育者には、「これまで一番長くしている (していた) お子さん」を A さんとして、回答を求めることとした。

②児童相談所 (B 票)

養育上の課題について、引土ら (2019)、庄司ら (2011) の調査を参考に、代表、分担、研究協力者によって話し合い項目を決定した。

質問項目 7 の「養育不調による委託解除の理由」に養育不調による委託解除となった要因として、養育において対応の難しさの種別について質問項目を設定した。

③フォスタリング機関 (B 票)

フォスタリング機関が支援をしていた里親

の養育上の課題について、児童相談所 (B 票) の質問項目に準じて設定した。

(5) 支援の課題

①里親・ファミリーホーム・地域小規模児童養護施設

支援の課題について、引土ら (2019)、庄司ら (2011) の調査を参考に、代表、分担、研究協力者によって話し合い項目を決定した。

養育不調による委託解除となった子どもと、継続して養育を受けている子どもの家庭の養育上の課題を比較して検討するため、養育不調による委託・措置の解除を経験した養育者には、その委託・措置の解除となった子どもを A さんとして、「VII. 児童相談所の状況について」、「VIII. 民間フォスタリング機関 (里親支援専門相談員、児童家庭支援センターの支援を含む) の支援状況について」(里親、ファミリーホーム用)、「VIII. A さんに対する本園 (本体施設) からの支援の状況 (地域小規模児童養護施設用)」、「IX. A さんに対するその他の支援と里親への支援」、「X. 地域小規模児童養護施設において養育不調による本体施設 (本園) への移動について」(地域小規模児童養護施設用)、「XI. その他地域小規模児童養護施設が抱えている課題」(地域小規模児童養護施設用)の項目について自由記述で回答する項目を作成した。養育不調を経験していない養育者には、「これまで一番長くしている (していた) お子さん」を A さんとして、回答を求めることとした。

②児童相談所 (B 票)

B 票では、里親・ファミリーホーム・地域小規模児童養護施設において、養育不調により委託・措置解除となった子どもについての質問項目を設定した。引土ら (2019) の調査や、こども家庭庁 (2023)⁹ の資料を参考に支援機関について質問項目を作成した。質問項目 6 は、委

託・措置されていた子どもと養育者の支援をそれぞれについて質問を設定した。9-3 では、各ケースについて児童相談所が「していた支援」「していなかった支援」の項目を設定した。9-4 では支援のできなかった理由について回答する項目を設定した。

③フォスタリング機関（B票）

フォスタリング機関が支援をしていた里親の養育上の課題について、児童相談所（B票）の質問項目に準じて設定した。

3. 調査対象者

調査対象者は以下の通りとした。

(1) 里親家庭を代表して回答する里親

調査開始前 2024 年 1 月にこども家庭庁にて配布数調査を行い、その時点で子どもを委託されていた全国の里親家庭 6585 家庭から、各里親家庭を代表する里親 1 名を対象とした。また、2021 年 4 月 1 日から 2023 年 12 月 31 日までの間で養育不調によって委託解除となった子ども、もしくは最も長く養育されていた子どもの情報を調査対象とした。

(2) ファミリーホームを代表して回答する養育者

2024 年 2 月時点で日本ファミリーホーム協議会に登録されている全国 446 箇所から各ファミリーホームの養育者か補助者いずれか 1 名の代表者を対象とした。また、2021 年 4 月 1 日から 2023 年 12 月 31 日までの間でファミリーホームにて養育不調により委託解除されたことがある子ども、もしくは、そのファミリーホームで最も長く養育を受けていた子どもの情報を調査対象とした。

(3) 地域小規模児童養護施設を代表して回答

する職員

2023 年度 10 月 1 日時点の全国の地域小規模児童養護施設 527 箇所から各地域小規模児童養護施設の職員 1 名を代表者とした。また、2021 年 4 月 1 日から 2023 年 12 月 31 日までの間に地域小規模児童養護施設で養育不調により措置解除されたことがある子ども、もしくは、その地域小規模児童養護施設で最も長く養育を受けていた子どもの情報を調査対象とした。

(4) 児童相談所を代表して回答する職員

2023 年度時点の全国の児童相談所 232 箇所から各児童相談所の職員 1 名の代表者を対象とした。また、2020 年 4 月 1 日から 2023 年 3 月 31 日までの間に里親に委託した子ども 6080 名、ファミリーホームに委託した子ども 1718 名、地域小規模児童養護施設に措置した子ども約 3000 名、養育不調によって児童相談所が委託解除、もしくは措置解除となった全ての子どもの情報を調査対象とした。

(5) フォスタリング機関を代表して回答する職員

2023 年度時点の全国の民間フォスタリング機関 168 箇所から各フォスタリング機関の職員 1 名を代表者とした。また、2018 年 4 月 1 日から 2023 年 3 月 31 日までの間で、フォスタリング機関が支援を行っていた里親の養育を受けていた子どもの情報を調査対象とした。

4. 調査方法

調査依頼は里親のみ各自治体より郵送し、回答方法は質問紙への自記式もしくは研究代表者の所属する機関が運用しているオンラインフォーム（成育 REDCap システム）で行った。

ファミリーホーム、地域小規模児童養護施設はオンラインフォーム（成育REDCapシステム）にて行った。児童相談所とフォスタリング機関は、エクセルファイルにて質問票を作成し、パスワードを使用しメールにて調査を行った。

5. 調査期間

回答期間は2024年2～3月に行った。

（倫理面への配慮）

調査回答者、研究対象となった委託・措置されている子どもの個人情報収集せず、匿名性を厳密に確保した。国立成育医療研究センター倫理審査委員会の承認（2023-164）を得て実施した。

C. 研究結果

1. 回収率

回収率は表1に示した。

（1）里親

里親は子どもを委託されている6585世帯に調査協力を求め、2008世帯の回答を得て、回収率は30.5%であった。それらの回答の中で、養育不調による委託解除を経験したことの回答は148件（8.0%）であった。

（2）ファミリーホーム

446箇所のファミリーホームに調査協力を求め、101箇所の回答を得た。回収率は22.6%であった。それらの回答の中で、養育不調による委託解除を経験したことの回答は24件（24.2%）であった。

（3）地域小規模児童養護施設

527箇所の地域小規模児童養護施設に調査協力を求め、199箇所の回答を得た。回収率は37.8%であった。それらの回答のうち有効回答

150件中、養育不調による委託解除を経験したことの回答は54件（36.0%）であった。

（4）児童相談所

232箇所の児童相談所に調査協力を求め、75箇所の回答を得た。回収率は32.3%であった。A票の委託時や不調による委託解除の状況について、里親に関し74箇所の児童相談所からの回答が認められた。ファミリーホームに関して、53件、地域小規模児童養護施設に関して35件の回答が認められた。

B票の不調による委託解除への回答は、里親200件、ファミリーホーム51件、地域小規模児童養護施設7件であった。

（5）フォスタリング機関

今回の調査では自治体のフォスタリング機関からの回答は得られなかったが、民間フォスタリング機関168箇所のうち、20箇所の回答を得た。回収率は11.9%であった。

A票の里親の委託時や不調による委託解除の状況について、18箇所のフォスタリング機関からの回答が認められた。

B票の里親の養育不調による委託解除への回答は、10箇所のフォスタリング機関において、42件の回答が認められた。

2. 里親・ファミリーホーム・地域小規模児童養護施設への調査における養育不調による委託・措置解除の経験数

（1）里親

2021年4月から2023年12月末までの養育不調による委託解除の経験については、「あり」が148件（8.0%）、「なし」が1651件（89.1%）、未記入が55件（3.0%）であった。経験した養育不調による委託解除ケースの平均は1.1人

(標準偏差 (以下、*SD*) 0.41) であった。

(2) ファミリーホーム

2021年4月から2023年12月末までの養育不調による委託解除の経験の有無については、「あり」が24件(24.2%)、「なし」が68件(68.7%)、未記入が7件(7.1%)であった。経験した養育不調による委託解除ケースの平均は1.7人(*SD* 0.87)であった。

(3) 地域小規模児童養護施設

2021年4月から2023年12月までに養育不調による措置解除の経験については、有効回答150件のうち「あり」が54件(36.0%)、「なし」が96件(64.0%)で、措置解除になった人数の平均は1.4人であった。

3. 里親・ファミリーホーム・地域小規模児童養護施設への調査における養育不調による委託・措置解除の年齢

(1) 里親

委託解除の経験について「あり」と答えた回答148件と、養育不調による委託解除を複数の子どもの経験された里親による追加回答8件、合わせて156件の養育不調による委託解除ケースのうち、子どもの委託解除時の年齢は0~2歳が8件(5.1%)、3~6歳が27件(17.3%)、7~9歳が20件(12.8%)、10~12歳が16件(10.3%)、13~15歳が41件(26.3%)、16~18歳が31件(19.9%)、未記入が13件(8.3%)であった。平均年齢は11.3歳(*SD* 5.10)であった。

(2) ファミリーホーム

委託解除の経験について「あり」と答えた回答24件、養育不調による委託解除を複数の子

どもで経験された養育者による追加回答6件、合わせて30件の養育不調による委託解除ケースのうち、子どもの委託解除時の年齢は0~2歳が0件、3~6歳が4件(13.3%)、7~9歳が3件(10.0%)、10~12歳が5件(16.7%)、13~15歳が11件(36.7%)、16~18歳が7件(23.3%)であった。平均年齢は12.2歳(*SD* 4.04)であった。

(3) 地域小規模児童養護施設

措置解除になった時点での平均年齢は14.9歳で、解除時の学年の内訳は小学生(3~6年)が9名、中学生が7名、高校生が32名、未記入1名であった。

4. 里親・ファミリーホーム・地域小規模児童養護施設への調査における委託・措置解除後の措置変更先

(1) 里親

委託解除後の措置変更先については、「児童養護施設」が44件(28.2%)、「わからない」が24件(15.4%)、「その他(家庭復帰による委託解除)」が19件(12.2%)、「他の里親」が16件(10.3%)、「自立援助ホーム」が12件(7.7%)、「児童心理治療施設」が11件(7.1%)、「児童自立支援施設」が6件(3.8%)、「ファミリーホーム」が4件(2.6%)、乳児院が4件(2.6%)、未記入が16件(10.3%)であった。

(2) ファミリーホーム

委託解除後の措置変更先については、「児童養護施設」が11件(36.7%)、「その他(家庭復帰による委託解除)」が6件(20.0%)、「里親」が5件(16.7%)、「児童心理治療施設」が4件(13.3%)、「わからない」が3件(10.0%)、「児童自立支援施設」が1件(3.3%)であった。

(3) 地域小規模児童養護施設

措置変更先は他の児童養護施設 2 名、児童自立支援施設 8 名、児童心理治療施設 4 名、自立援助ホーム 10 名、里親 3 名、ファミリーホーム 1 名、家庭復帰による措置解除 21 名であった。

5. 里親・ファミリーホーム・地域小規模児童養護施設への調査における養育不調により委託・措置解除となった理由（自由記述）

委託・措置解除となった理由（自由記述）を分類した。

(1) 里親

「他害以外の子どもの問題行動」が 52 件、「里親家庭内や学校での他害や器物破損行為」が 14 件、「実子や他の委託児との不仲」が 11 件、「里親の疲弊」が 8 件、「児童相談所による判断」が 7 件、「自傷・自殺行為」が 4 件、「本人が無断で自発的に実家庭へ戻った」が 4 件、などが挙げられた。

(2) ファミリーホーム

「他害以外の子どもの問題行動」(11 件)、「ファミリーホーム内や学校での他害や器物破損行為」(6 件)、「養育者や他の同居児童の精神的不調」(6 件)、「児童相談所の判断」(3 件)、などが挙げられた。

(3) 地域小規模児童養護施設

「施設への不適応（ルールが守れない、生活の乱れなど）」が 16 件、「職員への暴言・暴力」が 11 件、「学校への不適応・不登校」が 9 件、「高校の留年・退学」が 7 件、「子ども間のトラブル・暴言・暴力」が 6 件、「性的問題（性的逸脱行動）」が 6 件、「本人の希望」が 6 件、

「スマホ（SNS）への依存」が 5 件、「精神症状（うつ、摂食障害、自傷など）」が 5 件、「非行・虞犯行為」が 4 件、「発達障害」が 2 件であった。

6. 里親・ファミリーホーム・地域小規模児童養護施設への調査における委託・措置解除の要因

委託解除の要因として、7 項目について「要因として大きくない」(1)～「要因として大きい」(4)の 4 件法で回答してもらった。

(1) 里親

「情緒不安定、行動上の問題の状況」が平均 3.56 (*SD* 0.88)、「実家族の状況」が平均 2.35 (*SD* 1.23)、「養育のあり方・家庭状況」が平均 2.55 (*SD* 1.05)、「児童相談所の対応のあり方」が平均 2.25 (*SD* 1.09)、「民間フォスタリング機関等の支援のあり方」が平均 1.51 (*SD* 0.84)、「マッチング時における情報やアセスメントが十分でなかったため」が平均 2.22 (*SD* 1.10)、「子ども自身の家庭復帰や他施設等への意向が大きかったため」が平均 1.76 (*SD* 1.07)であった。その他の委託解除の要因（自由記述）として、「実親側の意向」が 3 件、「元々入居していた児童養護施設の時から続いている問題行動や友人交流」が 3 件、「里親側の力不足」が 3 件、などが挙げられた。

(2) ファミリーホーム

「情緒不安定、行動上の問題の状況」が平均 3.83 (*SD* 0.47)、「実家族の状況」が平均 2.97 (*SD* 1.24)、「養育のあり方・家庭状況」が平均 2.97 (*SD* 1.02)、「児童相談所の対応のあり方」が平均 2.86 (*SD* 1.06)、「民間フォスタリング機関等の支援のあり方」が平均 1.58 (*SD* 1.03)、「マッチング時における情報やアセスメント

が十分でなかったため」が平均 2.29 (*SD*1.05)、
「子ども自身の家庭復帰や他施設等への意向
が大きかったため」が平均 1.80 (*SD* 1.10) で
あった。その他の委託解除の要因（自由記述）
は、障害や虐待被害など、子ども自身の事柄に
ついての詳細の記載がほとんどであった。

(3) 地域小規模児童養護施設

それぞれの平均値は「情緒不安定、行動上の
問題の状況」3.83、「実家族の状況」3.08、「養
育のあり方」2.64、「児童相談所の対応のあり
方」2.11、「入所時における情報やアセスメン
トが十分でなかったため」2.09、「子ども自身
の家庭復帰や他施設等への意向が大きかった」
2.83 という結果となった。

7. 児童相談所とフォスタリング機関の主な調 査結果について

調査が3月末まで行われた関係で、フェイス
シートのみでの分析となった。

児童相談所では、フェイスシートからは、長
期的に児童相談所に在籍している児童福祉司
が回答していることが多いことがわかった。

回答したフォスタリング機関のほぼすべて
において、里親家庭や委託されている子どもへ
の相談支援等が実施されているが、受託事業と
しては、①普及促進・リクルート事業、②里親
研修・トレーニング事業、③里親委託推進等事
業、④里親訪問等支援事業の4事業が中心とな
っている。また、これら4事業の実施年数は、
2年という回答が最多となっている。

D. 考察

1. 回収率

本調査では、30～40%の回収率が見込まれて
いたが、ファミリーホームは 22.6%であった。
それに関しては、ファミリーホームの養育者は

里親登録をしており、里親の調査に回答された
方がいた可能性がある。

フォスタリング機関の回収率は、民間フォス
タリング機関のうち 11.9%であった。そのため、
各フォスタリング機関の事業受託状況や子ど
もを委託している状況等の全体を把握するこ
とは困難であるが、個別のデータを検討し、参
考にしていこうとした。

2. 里親・ファミリーホーム・地域小規模児童 養護施設への調査における養育不調による委 託・措置解除の回答の経験数

里親は、委託解除の経験についての回答は全
体の 8.0%であった。ファミリーホームは、24.
2%であった。地域小規模児童養護施設は、
36.0%であった。

伊藤（2018）¹⁰ の調査での里親の委託解除の
割合は約 17%であり、それに比べ低い割合と
なった。養育不調による委託解除の率の真の値
は、本調査で示すことは難しいが、児童相談所
への調査と比較、分析し今後検討していく。

3. 里親・ファミリーホーム・地域小規模児童 養護施設への調査における養育不調による委 託・措置解除の年齢

委託解除となった年齢は割合が多いのは 13
歳から 15 歳が 26.3%、16 歳から 18 歳が
19.9%、3 歳から 6 歳が 17.3%という結果とな
った。

委託解除となった年齢は 13 歳から 15 歳、
16 歳から 18 歳が多く、2つの年齢区分で全体
の 6 割を占める結果となった。

地域小規模児童養護施設は、養育不調による
委託解除となった年齢は 65.3%が高校生以上
であった。

以上から、全体として、中高生以上にて養育
不調による解除が多い傾向が認められるが、里

親委託においては、3歳～6歳においても高まるところが特徴的である。里親委託においては、就学を迎える前の発達の問題の浮き彫りになる就学前の時期についての支援が求められる。もしくは委託されて間もない時の情緒不安定や行動上の問題について支援をしていくことが求められるのかもしれない。

4. 里親・ファミリーホーム・地域小規模児童養護施設への調査における委託・措置解除後の措置変更先

里親とファミリーホームにおいて、養育不調による委託解除後の措置先として児童養護施設が多くなっていた。

一方で、地域小規模児童養護施設において、養育不調による措置解除後に家庭復帰となっているケースが最も多いことが特徴的である。その際の、実家庭の状況やそのプロセスについて今後ヒアリング調査などで検討していくことが望まれる。

5. 里親・ファミリーホーム・地域小規模児童養護施設への調査における養育不調により委託・措置解除となった理由（自由記述）

委託解除となった理由（自由記述）を分類した。

里親養育不調により委託解除となった理由としては、「他害以外の子どもの問題行動」、「里親家庭内や学校での他害、器物破損行為」、「自傷・自殺行為」と、子どもの行動上の問題の記載が最も多かった。行動上の問題への対処がしきれず、委託解除となったケースが相当数あることが考えられる。ファミリーホームにおいても、「他害以外の子どもの問題行動」や「ファミリーホーム内や学校での他害や器物破損行為」に多くの回答が認められた。委託されている子どもの行動上の問題が委託解除の理由と

して大きいことが考えられる。地域小規模児童養護施設においては、「施設への不適応（ルールが守れない、生活の乱れなど）」、「職員への暴言・暴力」が多く認められていた。以上から、いずれの養育者も、子どもの養育上の問題への対応が難しくなり、委託解除になることが多いことが示唆される。

また、里親やファミリーホームにおいては「児童相談所による判断」との回答が認められており、それらの判断には、何かしらの養育の限界について児童相談所により検討されての委託・措置解除がなされていたと考えられる。また、ファミリーホームでは「養育者や他の同居児童の精神的不調」と回答のあった事例では、養育者や他の同居児童が限界を迎えていたことが示唆される。これらの回答をした事例では、児童相談所や支援機関の効果的な介入が難しかったことが示唆される。そのような事例を今後ヒアリングしていく中で、そのプロセスをとらえ、効果的な介入について検討することが望まれる。

地域小規模児童養護施設では、SNSの使用方法をはじめとして施設のルールが守れずに生活が乱れ、職員への暴言・暴力が見られ、措置変更に至る状況がうかがえた。また、措置変更による行先も「家庭復帰による措置解除」が42.8%と最も多く、施設で不適応をおこし、無断外泊を繰り返し、そのまま家庭に戻るといように、なし崩し的に家庭復帰となっていくことも多いと推測された。

子ども達は、それぞれの生立ちや実家族との事情があり、発達やアタッチメントの問題を抱えている子どもも多いと考えられる。ファミリーホームや地域小規模児童養護施設、また、多くの子どもが委託されている里親の場合、単に該当児童の問題行動が手に負えないという理由だけではなく、常に複数の委託児童を養育し

ているため、子ども同士の関係性や精神的不調など複数の要因が合わさり、それらの問題が悪循環的に悪化していくことが推察される。その中で、養育の場を維持していく上で、委託解除の選択肢を取らざるを得ない場合もあったのだと考えられる。その子ども達を養育することの困難さは計り知れず、子ども同士の力動も考慮したコンサルテーションなどの機能をどのように外部に作るかが課題であるかもしれない。また、委託解除となった子どもへのケアをする場について検討される必要がある。

6. 里親・ファミリーホーム・地域小規模児童養護施設への調査における委託・措置解除の要因

委託解除の要因として、7項目について「要因として大きくない」(1)～「要因として大きい」(4)の4件法で回答してもらった。

里親、ファミリーホーム、地域小規模児童養護施設のいずれの養育者も、委託・措置解除の要因として、「情緒不安定、行動上の問題の状況」が他の項目に比べると大きな要因と捉えられているということが示唆された。

子どもの「情緒不安定、行動上の問題」への、効果的なアセスメントと介入について委託時、委託経過の経年ごとに考えていく必要がある。それは、その子どものニーズに合った生活、実家庭との関係、学校生活などに関する心理社会的な介入とともに、心理療法や医療的介入など治療的な介入について検討される必要があると考えられる。

7. 児童相談所とフォスタリング機関の主な調査結果について

児童相談所とフォスタリング機関への主な調査結果は、調査が3月末まで行われた関係で、フェイスシートの分析を行ったのみであっ

た。児童相談所の調査においては、児童相談所における児童福祉司が回答していることが多かった。フォスタリング機関への調査で回答のあった機関においては、①普及促進・リクルート事業、②里親研修・トレーニング事業、③里親委託推進等事業、④里親訪問等支援事業の4事業が中心となっていた。

今後は、A票、B票について「委託時や養育不調による委託解除時の状況」、「子どもの心身の特性や行動上の問題」、「養育上の課題」、「支援の課題」の4つの視点から分析を行っていく。

8. 本調査の限界について

本調査の回収率や不調の経験の回答について先行研究と比べ少なかった。そのことから、本調査は、一般化して養育不調の要因について検討を行うことは難しい。

ただ、いずれの先行研究よりも詳細な養育不調にかかわる事象について調査が行われており、養育不調への対応について重要な示唆を与えるべく、探索的な視点から慎重に検討を行っていくこととする。

E. 結論

「委託時や養育不調による委託解除時の状況」、「子どもの心身の特性や行動上の問題」、「養育上の課題」、「支援の課題」の4つ視点から質問項目を作成し、里親・ファミリーホーム・地域小規模児童養護施設・児童相談所・フォスタリング機関への調査を行った。

里親・ファミリーホーム・地域小規模児童養護施設の養育者の回答から、養育不調による委託・措置解除の要因として、委託や措置されていた子どもの「情緒不安定、行動上の問題の状況」が多いことが示唆された。

そのような事例については、子どものニーズに合った生活、実家庭との関係、学校生活など

に関する心理社会的な介入とともに、心理療法や医療的介入など治療的な介入委託時や委託後の経年のタイミングにあった効果的なアセスメントと介入について考えていく必要がある。

来年度は本調査のデータ分析を続けていく。また、新たにヒアリング調査を実施し、質問紙では拾いきれない各現場の生の声を集積していく。その上で、改善策や予防策を案出していくことが重要であると考えられる。

そのために施設・里親等の養育者、フォスタリング機関、当事者について調査を集積し、不調の要因となる事項やプロセスをより幅広い視点から明らかにする。調査から得られた知見から、適切なアセスメント、養育環境の選択、必要な支援について課題を整理し改善のあり方について示し、それぞれの視点を統合した手引を作成していく。

参考文献

- (1) 宮島清 特集にあたって—子ども、里親が不幸にならないために 里親と子ども, (2011). 6, 6-8.
- (2) 厚生労働省子ども家庭局 厚生労働省社会援護局障害保健福祉部 児童養護施設入所児童等調査の概要 (平成 30 年 2 月 1 日現在) 2020
- (3) 引土達雄・柳楽明子・前川暁子・辻井弘美・若松亜希子・水木理恵・奥山眞紀子 里親養育不調の危機とその回避のプロセス—医療機関における里子・里親支援のあり方の検討の試み一, 小児の精神と神経, 59 (3), 253-264, 2019
- (4) こども家庭庁支援局家庭福祉課 社会的養育の推進に向けて, 2024
- (5) 庄司順一, 宮島清, 澁谷昌史, 他: 児童相談所における里親委託及び遺棄児童に関する調査. 全児相 (通巻第 91 号別冊), 2011

(6) Konijin, C., Admiraalb, S., Baartb, J., van Rooijb, F., Stamsb, G.J., Colonesib, C., Lindauerc, R., Assink, M. (2018)Foster care placement instability: A meta-analytic review Children and Youth Services Review, 96, 483-499, 2018

(7) 泉真由子・奥山眞紀子 養育問題のある子どものためのチェックリスト Checklist for maltreated young children (CMYC) の開発 小児の精神と神経 49 (2), 121-130, 2009

(8) 山本知加・尾崎仁美・沼谷直子・藤澤陽子・松原秀子・西澤哲 『虐待を受けた子どものチェックリスト (ACBL-R)』標準化の試み 子どもの虐待とネグレクト 10 (1), 124-136, 2008

(9) こども家庭庁: 社会的養育の推進に向けて. (https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/8aba23f3-abb8-4f95-8202-f0fd487fbe16/355512cb/20230401_policies_s_hakaiteki-yougo_68.pdf, (参照 2023-10-13)), 2023

(10) 伊藤嘉余子: 里親家庭における養育実態と支援のニーズに関する研究事業報告書. <[97A2906592B28DB8566572332E786C73](https://www.mhlw.go.jp/content/0006592B28DB8566572332E786C73)> ([mhlw.go.jp](https://www.mhlw.go.jp)), 2018

F. 研究発表

1. 論文発表

なし

2. 学会発表

なし

G. 知的財産権の出願・登録状況

1. 特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

3. その他

なし

H. 知的財産権の出願・登録状況

1. 特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

3. その他

なし

表 1. 本調査における回収率と養育不調による委託・措置解除に関する回答の割合

表1. 本調査における回収率と養育不調による委託・措置解除に関する回答の割合

里親				→ 回収率 (回収数/調査時の委託里親6585件)	30.5%	児童相談所			→ 回収率 (回収数/全国232箇所)	32.3%	
	紙	Web	合計			回収数	facesheet有効回答数	A票有効回答数			
回収数	1401	607	2008			里親	74				
有効回答数	1293	561	1854			FH	53				
不調経験数	110	38	148	→ 養育不調による委託解除を経験した割合 (不調票数/有効回答数)	8.0%	地域	35				
ファミリーホーム						B票有効回答数 (不調票数)		里親	200	→ 1児相あたり最低1人～最高19人	
回収数	101			→ 回収率 (回収数/全国446箇所)	22.6%	FH	51		→ 1児相あたり最低1人～最高19人		
有効回答数	99					地域	7		→ 1児相あたり最低1人～最高2人		
不調経験数	24			→ 養育不調による委託解除を経験した割合 (不調票数/有効回答数)	24.2%	B票記入児相数		里親	51	→ 不調ケース経験率 (B票里親記入児相数/A票有効回答数)	68.9%
地域小規模児童養護施設						FH	16		→ 不調ケース経験率 (B票FH記入児相数/A票有効回答数)	30.2%	
回収数	199			→ 回収率 (回収数/全国527箇所)	37.8%	地域	6		→ 不調ケース経験率 (B票地域記入児相数/A票有効回答数)	17.1%	
有効回答数	171 (150*)					フォostタリング機関					
不調経験数	54			→ 養育不調による委託解除の割合 (不調票数/養育不調の有無に関する有効回答数)	36.0%	回収数	20		→ 回収率 (回収数/民間フォostタリング機関168箇所)	11.9%	
*養育不調の有無に関する有効回答数						facesheet有効回答数	20				
						A票有効回答数	18				
						B票有効回答数 (不調票数)	42		→ 1 フォostタリング機関あたり最低1人、最高26人		
						B票記入機関数	10		→ 不調ケース経験率 (B票有効回答数/facesheet有効回答数)	50.0%	